

第三者評価結果

事業所名： 矢向保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント> 全体的な計画は法人各園共通のもので運営理念、運営方針のもと、本園の保育理念「一人一人をたいせつに、子どもの心に寄り添った保育をすすめていく。」に基づき、保育方針を組み立てており、「心身ともに健康な子供たち」という保育目標を掲げ、「子どもの権利条例」を基本とし編成しています。地域の特性として働く保護者が多いため、保育時間が長く補食、夕食を提供しており、園庭開放や育児相談など、地域環境を考慮した運営を行っています。園長、主任が主導で各年齢ごとに目標を作成していますが、全体的な計画の作成に職員が関わる機会はないため、今後職員の参画や意見の集約等の取り組みが期待されます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 平成31年に民間移管を受け継いだ本園は定員120名の大規模園です。移管時に改装され、園庭は広く、園庭開放を行ってもののびのび遊べる広さになっています。また室内のホールも運動会ごっこができるほどの広さがあり、雨天時でものびのび過ごせる環境が整備されています。3～5歳時のトイレは個室で、0～2歳時のトイレは目隠しとすりガラスを活用し、子どもが利用しやすく、かつ見守り、安全性を考慮したつくりになっています。園独自で開発した特性棚は両面から玩具を取り出せるようになっており棚の位置や場所を成長に合わせて変更でき、しきりにもなる為、子どもたちが落ち着いて遊ぶことができます。	
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 子どもの状態は、児童表、健康記録表に記録され、発達過程を確認できるようにし、家庭環境に合わせた保育に反映させています。入園前は個人面談で把握し、入園後は発達記録をみながら成長を確認しています。各クラスの担任が3か月ごとに個別指導計画を作成し、家庭や他の先生方にも共有し、園の理念である「一人一人を大切に、子どもの心に寄り添った保育」を実践しています。子どもとの対話では、法人の方針として注意するときも否定語は使わない、1日1回は褒めることを心掛けています。職員の言動については、職員の自己評価項目で再確認をおこなっています。	
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<コメント> 生活習慣を身につけてもらうために、自分でしようとする気持ちとの個々のタイミング、リズムを尊重し、見守りながら援助を行い、自分でできたという達成感を味わえるようにしています。園の運営方針の中に「子ども一人一人の発達の道筋を受け止める、保護者ともに成長を喜ぶ」とあるように、送迎時や連絡帳で保護者から家庭の状況を確認し、園での日々の様子は個人日誌に記入して情報共有を行い、園と家庭で足並みを揃えられるよう努力しています。活動と休息のバランスを保つように、各年齢で午睡時間の調整をおこなっています。生活習慣習得の大切さを子どもたちに理解してもらうための具体的な働きかけについての手法が確立されておらず、職員会議で対応の方向を揃えて、明文化することが期待されます。	
A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<コメント> 子どもたちが自主的に遊べるように、興味や関心を持っている玩具を手の届く場所に置いています。法人独自で開発した特製棚で両面から玩具が取り出せるように工夫しており、コーナーとして仕切りを兼ねていますが、先生や友だちの気配を感じることができて安心して遊ぶことができる環境を整えています。年長クラスでは先生やクラスの友だちに手紙をだすことができる園内用のポストがあり、文字に興味をもちだした園児が、自分に字で自分の気持ちを伝えることで、人間関係が育んでいけるように援助しています。春には近隣の夢見が崎動物公園に行き、動物や自然にふれあい、社会のルールやマナーを学ぶ機会を設けています。コロナ禍以前のように高齢者などの大人と接して社会体験を得られることが期待されます。	

A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 0歳児保育マニュアルを整備しています。看護師も担任として加わって、健康・発達面に十分配慮し、日々の生活を通して子どもとの愛着関係を築いています。0歳児は病気への抵抗力が弱いので、連絡ノートで家庭での様子を把握し、必要に応じて看護師や栄養士と連携し専門的なアドバイスを受け保育しています。0歳児クラスでは担当保育士を設けず、看護師を含む乳児クラス担任全員で見守り、どの先生に聞いても、誰もが子どもの状態を把握できるようにし、保護者からは誰かが見ているという安心感をもってもらえるように心がけています。0歳児は月齢に応じて、環境の安全面・衛生面を整えています。	
A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント> 1・2歳児は個人差が大きいので、月間の個別指導計画では「子どもの現在の様子」と、それに対する「保育士の配慮」「環境設定」を、子ども一人ひとりに合わせて計画を立てて保育実践に結び付けています。1・2歳児は好奇心旺盛な時期のため、さまざまなものに触れ何でも自分で試そうとするので、子どもの自発的な活動を見守る姿勢を心掛けて、室内のレイアウトや動線にも配慮しています。言葉がまだ十分ではないので、思いを受け止め伝えられるよう、友だちとの関わり方は見守りを中心に、必要に応じてサポートしています。連絡ノート以外にも「申し送り簿」という引継ぎノートを活用して、送迎時に口頭で伝えることを職員で共有し連携しています。保育士以外の大人との交流の機会が用意されていないので、コロナ禍以前のように、地域の方と交流できる機会を増やす工夫が期待されます。	
A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 3歳以上児になると、体感できる遊びが増え集団の中でも安定した遊びができるようになるため、園独自の両面棚で仕切りの大きさを工夫して、それぞれの場所で好きなおもちゃや絵本を自ら選び、のびのび遊ぶことができる環境を作っています。日本の文化や季節の行事について学んだり、「ひらがな表」や「図鑑」を教室に置いており、文字や数字、いろいろな事に興味をもってもらえるように環境を整えています。また「育ってほしい10の姿」をイメージして子どもの現在の様子を把握することに努めて保育を実践しています。園長・年長の担任は連絡会等に参加して、保育要録を通した引継ぎを行い、円滑な就学に繋げています。今年度は当該学区の小学校の都合により、計画していた訪問や交流ができませんでした。来年度は実施できるように計画を立てています。	
A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント> 障がい児指導マニュアルのもと、個別指導計画を年に4回作成し、評価・反省を行っています。毎日の状況は個人日誌に記録し、毎月の指導計画には必要な支援について記載しています。保護者に対しては、必要に応じて発達相談支援コーディネーターと共に保護者面談を実施して、ケースカンファレンスを行い適切な情報を伝えています。障がい児もみんなと同じクラスで生活しており、子ども同士で認め合い共に成長できる場になっています。園内はバリアフリーで、車椅子で利用できるトイレも完備されています。障がいのある子どもの保育について、研修等のフィードバックできる時間が充分でないことが課題になっています。	
A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 地域の特性柄、共働きの家庭が多いので、捕食・夕食を提供するなど生活リズムに配慮しています。子ども一人ひとりの降園時間を考慮して、いつでも体を休めておだやかに過ごすことができる環境下で子どもの様子をみています。降園時、担任がいなくとも正確な引き継ぎができるように「申し送り簿」と引継ぎノートを用意して、連絡ノート以外に保護者には口頭による伝達を行っています。正確に漏れのない伝達のために、文字の色を変えて記入するなどの工夫を行って、保護者との連携を図っています。	
A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<コメント> 「全体的な計画」の中で小学校との連携を明記しています。保育所保育指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を目標にした保育を心掛けています。文字や数字などの習得は、遊びの中から子ども自ら学ぶことを大切に「押し付けない」方針を取っています。同じ区内の連絡会には、園長、年長の担任が参加して、近隣の小学校との情報交換を行っています。また近隣の他園の年長児と交流会も積極的に行っています。今年度は連携先の小学校の受け入れ態勢が整わず、訪問や交流は見送りとなりましたが、敷地外からの見学を行い小学校生活に見通しを立てられるように工夫をしています。	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント> 子どもの健康管理のためにマニュアルやガイドラインに基づき、園において看護師を中心に子ども一人一人の健康状況を把握しています。入園時に提出してもらった「児童健康台帳」の内容を台帳に記入し、入園後の「予防接種連絡カード」の内容や都度の既往症などの確認等を追記して、最新の状況を関係職員に周知・共有しています。保護者に配布の「健康について」には、登園・受け入れ時の体調やけがの有無などを申告、感染症などの登園停止、医師の「登園許可証明書」の運用について記載して、入園前に口頭でも説明しています。乳幼児突然死症候群(sids)については入園説明会や0歳児の懇談会で説明し、保育室にポスターも掲示しています。睡眠時に(0歳児5分、1歳児10分、2歳児15分、幼児は30分ごと)様子を確認、記録し、安全確保に努めています。	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 嘱託医による健康診断は、0、1歳児は年6回、2歳児以上は年3回実施し、歯科検診は年1回行っています。身体測定は毎月、頭囲胸囲の測定は6か月に1回行っています。保護者には、健康診断・身体測定の結果を「すこやか手帳」で記録・共有し、必要に応じて、受信や治療を促しています。担任は健康診断の結果を確認し、配慮事項を保育の指導計画に盛り込んでいます。年に1度、看護師による手洗い指導・歯磨き指導を行っており、歯磨きの大切さを子どもに伝えています。歯磨き指導は、年齢などに応じ指導回数を増やすことを検討しています。	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント> 厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づきアレルギー防止口対応マニュアルを作成しています。園の「食事のしおり」にはアレルギー対応について明記されています。アレルギーのある子どもに対しての除去食の内容は、継続的に医師の指示のもとに前月に作成して、保護者の承諾を得て進めています。給食の提供時には栄養士・調理員の確認と既定の食器と名札の利用に加え、職員による給食室、運搬時、配膳時の目視と声出し確認を行って、誤食の防止に努めています。保護者には「食事について」のしおりで保育園の食事について記載し、併せて園への飲食物の持ち込みや飲食の禁止を伝えて、アレルギー疾患についての理解を図るための取り組みを行っています。	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 全体的な計画、年間指導計画、食育年間計画の中に食育を位置付け、年齢や発達に応じた食育に取り組んでいます。園の「食事について」で【子どもの食育年間目標】を定め、普段の給食や子どもたちが栽培する野菜、家での食事まで多岐にわたり、健康な生活の基本としての「食を育む力」の育成を大切にしています。「好きなものを好きな順番で食べる」という方針のもと、日々のお替りは、アレルギー対応食も含めて多めに用意して、個々の食事量に合わせて食事を提供しています。また、幼児クラスは月1回のバイキングをホールで実施しています。全てアレルギー除去食を提供することで、いつもと違う雰囲気の中で、苦手の食材でもみんなと一緒に少しでも食べてみようとする雰囲気が出るため、好評を得ています。家庭でも保育園の味を家族で楽しんでもらえるよう、保護者の要望があればレシピを渡しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 栄養士は毎日各クラスを巡回して子どもの喫食状況を確認し、食材の切り方や盛り付け方法等に活かしています。食べ方や表情などが気になる子どもがいた場合には、職員とじょうほうを共有し、必要に応じて面談を実施しています。子どもの体調やけがに応じて、調理方法を工夫した配慮食を用意しています。支援の必要な子どもに対しては、保護者と連携して食材の好みや刻み等の配慮をしています。クラスの担任の記録する給食日誌(喫食状況報告)と残食量を栄養士が管理して、同一メニューの次回調理に活かしています。衛生管理は衛生管理マニュアルに基づき「衛生管理点検表」を用いて実施しています。調理員と職員による安全点検・温度点検・食材チェックを行い、衛生管理とアレルギー対応に努めています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 園は年齢別の独自の連絡ノートを配布し、送迎時に日常の様子を記載したノートをもとに保護者との連携をとって情報交換を行っています。園だより、クラスだより、給食だより等は、環境に配慮してICTツールを活用して配信しています。各行事後にアンケートを実施するほか、保護者との意見交換を行い、可能な限り意向を反映できるように、園の保育の満足度に繋げていく努力を行っています。保護者との個人面談は「個人面談記録」を作成し、個人ファイルに保管し、指導計画に反映しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 毎日の送迎時、「独自の連絡ノート」での情報共有、「申し送り簿」での口頭伝達と、個別の連携を取る体制を用意して、保護者とのコミュニケーションを十分に取り、信頼関係を構築するための取り組みが行われています。個別相談は定期のものとは別に、必要に応じて随時行える体制ができています。また保護者からの相談は「個人面談記録」を作成し、職員全員に共有できる環境になっています。どの職員でも相談を受ける体制となっていますが、相談手法等についての研修等は行われていません。今後誰が相談を受けても同様の対応ができるような取り組みが期待されます。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 園では「虐待防止・人権マニュアル」を整備しています。「保育園のしおり」に川崎市の「子どもの権利に関する条例」を掲げて、子どもを虐待や差別から全面的に擁護する姿勢を鮮明に打ち出しています。毎日の送迎時に、子どもや保護者の表情や態度を注意深く観察して、保育中の様子や着替えの際に心身状況を確認し、変化があった場合や、実際に虐待、もしくは虐待が疑われる場合には、マニュアルに沿って直ちに園長に報告し、法人内連絡をするとともに川崎市へも連絡して対応しています。職員は川崎市の関連研修に参加していますが、全体へフィードバックする時間が充分ではありません。今後定期的に虐待・権利侵害についての研修の実施が望まれます。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> 日誌の乳児版には「反省・考察」、幼児版には「評価・反省」の記入欄をもうけてあり、保育実践における自己評価も含めて振り返りを実施しています。保育士自体の自己評価は、年一回行い、園長と面談し保育スキル向上の目標管理を行っています。自己評価を行い目標を掲げた結果に対する本部の評価が明確ではなく、目標管理制度が導入されていません。個々の目標設定や人事考課制度についての仕組みが確立しておらず、自己評価を園全体の自己評価に結びつけている取り組みはされていません。職員個々の目標設定と自己評価の仕組みの構築と園全体の自己評価、次の保育実践に結びつけられるような取り組みが期待されます。	